

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成 19 年 9 月 21 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 1 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤 ( 陽 ) 委員長、山田副委員長、 秋元、成田 ( 祐 ) 山口、古沢、久末 各委員		
説 明 員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成 18 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業決算の概要について」

(水道)総務課長

それでは、水道局から、石狩西部広域水道企業団議会の開催内容について報告いたします。

去る 9 月 3 日、平成 19 年第 2 回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。議案といたしましては、平成 18 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定の審議があり、同日に認定されたところであります。

それでは、配布いたしました資料に基づき、その概要を説明いたします。

平成 18 年度は、従前から引き続き当別ダム建設費の負担並びに浄水場の実施設計、送水管布設設計等を委託するとともに、導・送水管合わせて 3,760.8 メートルの布設を行ったところであります。この結果、平成 18 年度末の導・送水管の布設延長は、下段にありますように、導水管では 236.5 メートルとなり、計画延長 900 メートルに対しまして、26.3 パーセントの進ちょく率、送水管では 3 万 3,642 メートルとなり、計画延長 5 万 3,600 メートルに対しまして、62.8 パーセントの進ちょく率となっております。

次に、予算の執行状況であります。収入につきましては、予算額 33 億 1,727 万 7,000 円に対しまして、決算額は 33 億 153 万 242 円となり、予算額に比べ 1,574 万 6,758 円の減となっております。

また、支出につきましては、予算額 33 億 638 万 7,438 円に対しまして、決算額は 32 億 4,929 万 5,415 円となり、未執行額のうち 3,770 万 9,281 円については継続費として翌年度に繰り越すとともに、その余りの 1,938 万 2,742 円は不用額として整理されております。

次に、建設改良事業の概要についてであります。建設改良費の総額は 31 億 214 万 3,842 円で、内容は創設事業費が 26 億 7,043 万 9,788 円、ダム負担金が 2 億 3,378 万 3,000 円、議会及び監査費が 396 万 8,369 円、総係費が 11 万 7,000 円、支払利息が 1 億 9,383 万 5,685 円となっております。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 28 号について」

(建設)建築指導課長

議案第 28 号小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

初めに、都市計画法等の改正との関連についてであります。これまで大規模集客施設の立地規制がなかった第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の六つの用途地域のうち、第 2 種住居地域、準住居地域、工業地域の三つの用途地域につきましては、今回の法改正により、大規模集客施設の立地を規制することとなりました。法改正後も立地規制がない近隣商業地域、商業地域、準工業地域の三つの用途地域のうち、準工業地域につきましては、市町村が独自に条例で規制することになっております。このことから、小樽市では、広域的な都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限し、小樽市全体としてコンパクトなまちづくりの実現を図るため、市内の準工業地域のすべてに、大規模集客施設制限地区を都市計画決定することから、建築基準法第 49 条第 1 項の規定に基づき、その地区内の建築物の用途制限を具体的に規定している小樽

市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を一部改正し、同地区内において建築してはならない建築物を定めるとともに、準工業地域の中で既に特別業務地区に指定している地区において、建築制限を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

主な改正点についてであります。新たに大規模集客施設制限地区を設定し、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの、いわゆる大規模集客施設を規制するものであります。

また、市内における準工業地域のうち、既に特別用途地区として建築物が規制されている銭函 5 丁目地区についてであります。この地区についても同様に大規模集客施設を規制するために、建築制限の追加を行っております。

その他の改正点といたしましては、第 5 条の用途規制に関する既存不適格建築物に対する適用除外規定についてであります。建築基準法施行令第 137 条の 7 に基づく適用除外規定に、増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないことが規定されていることから、今回の改正で追加しております。

また、別表において、項と号の表記を改めております。

最後に、本条例の施行日についてであります。前段で説明いたしました第 2 種住居地域などの 3 用途地区における大規模集客施設の立地を規制するための改正を含む都市計画法等の改正が、平成 19 年 11 月 30 日に全面施行されることから、準工業地域の大規模集客施設の立地規制を目的とした本条例の施行も、改正法施行日と同日の 11 月 30 日にしたいと考えてございます。

なお、条例で規制することが中心市街地活性化法に基づく基本計画の国による認定の条件にもなっております。

委員長

「議案第 29 号について」

(建設) 建築住宅課長

小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

本条例に規定する住宅の改造に必要な資金の融資対象者の所得要件に係る所得の額の算定方法は、住宅金融公庫法施行令第 13 条の 2 第 2 項の規定を引用してございましたが、平成 19 年 4 月 1 日付けで住宅金融公庫法が廃止され、同施行令も廃止されたため、同施行令で規定されておりました所得の額の算定方法を同じ内容で本条例に規定するとともに、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行する予定です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

市営住宅の駐車場管理委託について

最初に市営住宅の駐車場管理についてお伺いします。

道営住宅で、今、指定管理者である財団法人北海道住宅管理公社と自治会の間において、駐車場の管理業務の委託のあり方、特に委託料が従来の 10 パーセントから 7.5 パーセントに減額するという問題が生じています。

市営住宅の場合に、駐車場管理業務というのはどういう仕組みになっているのか、まず御説明ください。

(建設) 建築住宅課長

市営住宅の場合の駐車場の管理委託についてということでございますけれども、まず市が設置してございます駐

車場は、各自治会に清掃とか除排雪、また、入居者からの問い合わせの連絡調整などの管理業務を委託してございます。業務委託の仕方は、小樽市と自治会とで委託契約を締結する形で委託をしてございます。

古沢委員

そうしますと、道営住宅で生じているような問題は、現状では小樽市の市営住宅の場合、生じていないのか。つまり小樽市のこの業務委託にかかわる委託料というのは、どういう扱いになっているのか。さらに、減額をするという方向で検討されているわけではないということは確認いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

委託料なのですが、駐車場の使用料は、1 台当たり月額 3,040 円ですけれども、その 10 パーセントの 304 円、1 台当たり 304 円を自治会に委託料として支払っている形でございます。今の御質問にありました道営住宅の場合なのですが、平成 18 年度から道営住宅におきましては、指定管理者ということで、北海道住宅管理公社の方が協定を結びまして、駐車場の自治会への管理の業務委託の部分が指定管理者の業務ということで受けているということで、ある程度指定管理者側の範ちゅうなのかと、そういうことで聞いております。小樽市の場合ですけれども、本年度から指定管理者に委託をしたわけでございますけれども、その業務は指定管理者を切り離して、小樽市が直接自治会と業務委託契約を締結することになっておりますので、現在のところ道営住宅のようにその委託料を変えるという意思は持ってございません。

古沢委員

わかりました。

今定例会で、ちょっと一般住宅と特定目的住宅の公募のあり方について、窓口の一本化というのが議論になっておりますね。ちょっと聞いておきたいのですが、特に指定管理者に業務委託する際に、その業務内容においては、極めてプライバシーにかかわるようなものという心配事が、経過の中では議論されました。特定目的住宅にかかわって言えば、さらにこれがある意味ではプライベートなこと、例えば審査、調査業務みたいなものも窓口一本化に伴って考えられるとすれば、大きな問題になると思うのですが、一本化の方向としてはどういうふうにご検討されているのかを伺っておきます。

(建設) 建築住宅課長

市民サービス向上のため、申込みの手続のための窓口の一本化を現在どういう形でできるか検討しているところでございます。ただし、この申込みを受けまして、特定目的住宅の場合は住宅の困窮度を審査するわけですけれども、それは現在、市の職員が行ってございます。これは、今までどおり市の職員が行っていくことで考えてございます。

古沢委員

貸出しダンプ制度について

次は、除雪対策について簡単に二つの点で伺っておきます。

最初に、貸出しダンプ制度についてです。平成 19 年度の貸出しダンプ制度を概要で御説明ください。

(建設) 庶務課長

平成 19 年度におきましては、予定でございますが、来年の 1 月 13 日から 3 月 16 日までを予定しております。その間、おおむね 1 日当たり 5 から 6 ぐらいの小間数を限度としまして、一応 350 小間を限度として想定して、貸出しを行う予定であります。

古沢委員

実施内容について、1 回目はすべて受け付ける、2 回目は 1 日当たりの小間数を限定して抽選をするというふうになっておりますから、つまり 350 小間ということが一つのハードルというか壁になって、2 回目は希望する方が全部受け付けてもらえないということが生じるおそれがあるのでしょうか。

(建設) 庶務課長

あくまでも雪の状況、また申込状況を勘案しまして、できるだけ2回目排除という形はしないようにはしたいのですが、なにぶんダンプ数が限られているもので、1日の小間数が5から6という中で、希望者が多数であれば、3月16日という限定をしないで延ばす可能性もあり得ると。あくまでも雪の状況と道路状況を勘案したいと考えております。

古沢委員

制度期間はおおむね2か月間ですから、平成18年度は実績で295小間。ところが、17年度は432小間、16年度は489小間というふうになりますね。1日五、六小間で2か月間というふうになりますと、2回目を示されたように限定されるというふうに想定加味した上でも、なおかつ例えば16年度、17年度については、この2か月間、60日間で目いっぱい稼働しても実施が不可能というふうな、あらあらですけれども、80日からあるいは100日間を要すると。例えば16年度の489小間を置きかえると、そういうことになってしまうのです。降雪量等の実情に応じてという場合に、仮に489小間、16年度のような状況が生じた場合にも対応できるとお考えですか。

(建設) 庶務課長

まず一つには、ダンプ数がその当時からも減ってきているのですが、市内のダンプ数が限られてきているという一つの原因がございます。仮に補正予算がついたとして予算上できるということになっても、今度ダンプ業者との調整という作業が出てきます。それは冬になってみないとわからない状態がありますので、現時点ではそういうこともできるかどうかというのは、ちょっと言えない状況です。ただ、雪が多く降った場合に、やはり補正予算ということになった場合に、予算的にも貸出しダンプの方に回していただいて、ダンプを多く貸していきたいと我々は思っていますが、一応、先ほど言いましたダンプ数の制限というのもありますので、では2年前、3年前と同じ小間数がとれるのかということ、ちょっとその辺の調整が出てきます。

古沢委員

実態に合わせて検討される補正予算を含めてということになりますから、そうしますと、できるだけ1回目、2回目限定というよりも、実態によっては限定するという状態が当然生じます。しかし、逆の実態の場合は、限定できないということも生じるわけで、できるだけそういう実態に合わせて希望に即して対応するというのを、ぜひ構えとしてはとっておいていただきたい。よろしいですね。

置き雪対策について

置き雪対策のことで伺います。

これもちょっと概要を説明してください。

(建設) 雪対策課長

置き雪対策の概要ということでございますけれども、この置き雪対策につきましては、生活道路の除雪弱者への置き雪処理の試行ということで考えてございます。弱者ということでございますけれども、65歳以上又は身体に障害を持ち、除雪が困難で、町会が認める世帯ということで考えております。また、試行路線につきましては、各ステーションに1地域又は1路線、これは市が指定する路線につきまして、個別の町会と協議をしていきたいと考えております。また、内容でございますけれども、人力による間口の処理ということで考えてございます。

古沢委員

人力処理をする間口は、28間口ですね。除雪回数、除雪水準の引下げを、第2種路線ですから15センチメートルを20センチメートルに下げるといふふうに考えておられます。これはよろしいですね。

そこで伺いたいのですが、直近5か年間の降雪量記録があると思うのですが、1日当たり15センチメートルを超えた日数及び20センチメートルを超えた日数は、各年度別にどのような状況になりますか。

(建設) 雪対策課長

各年度、直近 5 か年の 15 センチメートル以上、20 センチメートル以上の降雪日ということでございますけれども、平成 14 年度につきましては、15 センチメートル以上が 10 日、20 センチメートル以上については 4 日、平成 15 年度につきましては、15 センチメートル以上が 2 日、20 センチメートル以上が 2 日、平成 16 年度でございますけれども、15 センチメートル以上が 6 日、20 センチメートル以上が 2 日、平成 17 年度でございますけれども、15 センチメートル以上が 12 日、20 センチメートル以上が 7 日、平成 18 年度につきましては、15 センチメートル以上 8 日、20 センチメートル以上が 4 日となっております。

古沢委員

今、示していただいたのをおおよそ見ますと、平均的に言えば 15 センチメートルを超えて降雪量を記録するのは 8 日強でしょうか。それから、そのうち 20 センチメートルを超えてというのは 4 日弱ということができます。つまり 15 センチメートルから 20 センチメートルに水準を下げるということは、この降雪量記録に即して考えれば、半減するというふうになると思うのですが、実は御説明いただいたのは、除雪回数の水準引下げによってどの程度減るかということ言えば、一、二回程度というふうに御説明されていると思うのですが、降雪量記録の実情と合わせて、それは実態的に可能ですか。

(建設) 雪対策課長

これにつきましては、20 センチメートルに満たない降雪が続いた場合等におきまして、除雪しなければならない路面状況の悪化が考えられます。そういう中で、単純に先ほど言った 4 日強が減るというふうには考えておりません。それで、あくまでも 20 センチメートルを基準にしておりますけれども、路面状況をパトロール等で見ながら、現場の状況に合わせた除雪を行っていきたいと考えています。

古沢委員

第 2 種路線の除雪回数は、平均的に約 15 回前後だというふうに聞いています。一、二回前後減るということになりますから、一、二回ですから多少アバウトですけれども、1 割ぐらいは除雪回数が減るだろうというふうに見ています。これに要する予算が 141 万円。そうしますと、一、二回減らさなくてやれると単純に置きかえたら、これに 18 万円ほど積みめば、141 万円を 158 万円程度の予算措置をすれば、路面管理上も他の路線と同じように行いながら、置き雪対策を進めるということができるのではないのでしょうか、いかがですか。

(建設) 雪対策課長

その 18 万円をプラスすれば、他の路線と同じような除雪水準で置き雪処理ができるということでございますけれども、私どもは考えの一つに、置き雪処理を行う路線と行わない路線、それらの不公平感の解消を一つ考えてございます。また、水準を引き下げることによって、車の通行、歩行者の歩行について、実際 20 センチメートルにしたときどうなのかという部分での検証を考えており、また、以前も話しましたけれども、それに伴う一部費用のねん出等も考えてございます。

古沢委員

弱者対策と除雪そのものと混同されては困るのです。不公平感が生じるといっても、一路線を選定して、該当する人、おおむね 28 間口というふうに想定しますから、その路線には該当しない人が多数いらっしゃるわけです。だから、その路線の路面管理、除雪水準が下がるわけですから、やはりこの不公平感というものは出るのではないですか。不公平感を生じさせないで、しかもサービス拡大ということで置き雪対策を進めるという立場が必要だと思うのですが、いかがですか。

(建設) 雪対策課長

この件につきまして、委員のおっしゃっていることにつきましては、私どもも理解しているところでございますけれども、ただ、この路線、間口の選定につきましては、あくまでも地域の町会、付近住民の方に除雪水準を下げ

ることについて理解を得られた部分について行いたいと考えております。また、理解を得られない場合につきましては、難しいと考えております。

古沢委員

いや、つまりサービス拡大が小さなサービス拡大で、それによって大きな不便が生じるということであつたら困るわけですね。サービス拡大が地域住民に歓迎される、そういう内容であつてほしいと。そのために単純に置きかえてみた場合、先ほど言ったように、141 万円を 158 万円程度に予算を考えれば、実現ができるのではないですか。これは部長、初年度ですから、そういう方向の構えをぜひとるように検討されてはどうでしょうか。

建設部長

委員がお話をされている部分は、十分我々も把握しているつもりなのです。やはり試行でございますので、生活に支障を来すようなことであれば、当然水準をまた元へ戻してやらざるを得ないと思っておりますが、いかにせん 2 年程度の試行でございますので、住民の、当然その苦情等については十分反省していく部分がございますので、適材適所の判断をしながら、市民に迷惑を掛けない状況の中で試行させていただきたいというふうに思っております。

古沢委員

念を押しておきますけれども、28 間口の人と他のところの人との不公平感というのではなくて、その路線では、この除雪水準を下げられることによって不公平感を生ずるといふ、そういう問題が含まれている提案なのです。そうではなくて、喜ばれるサービス拡大にしてほしい、そのことを踏まえた上で試行していくといふ、そういう御答弁をいただいたと思うのですが、そういう方向性を貫いてください。

陳情第 245 号に関連して

さて、私は、本題といふか、次の質問に入りますが、陳情第 245 号に関連してお伺いしたいと思います。

まず、事の性格から、最初に総括的にいふか、経過に照らして、若干見解を示しながら議論といふか、整理をしていきたいと思うのですが、まず、この経過の中で実は問題になったのは、陳情第 245 号を提出された NPO がもめ保育園、ここの道路に向かい合わせをして、いわゆる灰色ホテル、ラブホテルと思われるホテル建設問題が持ち上がりました。その際に、実はかもめ保育園が児童福祉法で言う児童福祉施設には当たらない、該当しない、対象外施設だとされたわけですが、その根拠は何であったのか、どのように聞いていますか。

(建設)建築指導課長

今回の案件で、認可外保育所が児童福祉施設に該当しないという解釈を示しておりますのは、あくまでも旅館業法上の話でありまして、旅館業法につきましては、保健所の所管であります。保健所からは認可外保育所につきましては、児童福祉施設には該当しないという国の解釈が示されているというふうに我々も聞いております。

古沢委員

児童福祉法の第 1 条で理念を示しています。「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」これが児童福祉法の理念であります。これを受けて、同法第 7 条が規定する児童福祉施設の中に、保育所が示されています。この保育所に、いわゆる認可外保育所が当たらないとするのが、旅館業法上で言う行政解釈だと。今おっしゃったのは、あくまでも解釈問題だと私は思っているのですが、実はこの児童福祉法の第 39 条で保育所といふのはどういうものかということの規定していますが、保育に欠けるその乳幼児を保育することを目的とする施設だといふふうに言っています。これは第 7 条で言う児童福祉施設の保育所の規定です。同時に、同法第 59 条の 2 において、認可外保育所についてどのように規定しているか。同様の規定をしています。保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設であるといふふうに言っています。いわゆる認可外保育所についても、保育所ではないと規定していません。保育所であるといふふうに規定していません。しかも、この第 59 条の 2 といふのは、認可外保育所においても、厚生労働省令で定める事項に基づいて届出を必要とされるよう

になりました。この法律改正がいつされたかといえば、平成 13 年 11 月であります。つまり、私流に言えば、認可外と言いながらも、より正確に言えば、自治体等が設置をする公設の保育所、それから認可された認可保育所、それから届出保育所、それ以外の保育所というふうに平成 13 年に区分けされるようになってきているにもかかわらず、最初に建築指導課長からお話をいただいた旅館業法による行政解釈というのは、昭和 51 年 1 月に発せられた解釈で、それにしがみついているというのはいかなるものかということ、最初に指摘しておかなければいけない。

同時に、関連して参考までに言っておきますが、今回、陳情を提出されたかもめ保育園に関連して、平成 18 年 1 月に、消防本部から自動火災報知機の設置命令が出されました。これを受けて、同年 3 月に自動火災報知機が設置されることになったわけですが、その根拠とされた法律は、消防法の第 8 条です。消防法施行令第 1 条の 2 で示しているのは何か。児童福祉施設に当たるから、認可外保育所であるかもめ保育園についても、自動火災報知機の設置義務がある、設置しなさいという命令を出されたわけです。これは消防法のいわゆる行政解釈、こういうふうに確立したのは昭和 55 年 5 月に発せられた消防庁の通知、この中で児童福祉施設とは、認可、認可外を問わず、その用途形態、社会的機能等に応じて規制すべきで、すべてこれに該当するというので取り扱うという解釈が、消防法上では昭和 55 年に確立しています。しかし、旅館業法上で言えば、昭和 51 年の行政解釈が、平成 13 年に法律改正された届出保育所についても、児童福祉施設の対象外であるという解釈を盾にとり、この問題の複雑さを大きくした。こういうことをしっかり見ておかなければいけないと思う。どちらの解釈が妥当かと、言うまでもない。その立場の確立が、自治体の今後の検討の柱としてしっかりと据えなければいけない。これを総合的にまず指摘をしておきたいと思いますが、いかがですか。

(建設) 建築指導課長

基本的には建築基準法でも、やはり建物を使用している人たちの安全を確保するために、その建物の利用形態と、どういった人たちが利用するかによって、防火とか、避難とか、そういった規定が定められておまして、ちなみに保育所につきましては、建築基準法上は児童福祉施設等というグループに含まれます。こういったグループにつきましては、保育所のほかに乳児院とか助産施設、老人ホーム等、小さな子供とかお年寄りが利用する施設が含まれてございます。したがって、法の趣旨からいっても、認可外保育所であってもこれらのグループに含まれるというふうに判断されまして、同様の防火避難規定を適用していくものというふうに考えている次第であります。

古沢委員

最後のところ正確に、ちょっともう一回。

(建設) 建築指導課長

建築基準法上の防火避難規定の適用につきましては、

(「防火避難かい」と呼ぶ者あり)

防火避難です、はい。

要は、火に強くする必要性とか、避難するための施設とか、そういったものについては、たとえ認可保育所であっても、認可外保育所であっても、小さな子供たちが使用している施設ですので、これは児童福祉施設等というグループの中に入れて、同様に規制をかけていくということでございます。

古沢委員

いや、私が言ったのは、そこのところは説明したのです。だから、そういう取扱い、行政解釈と、ところがラブホテルにかかわって、旅館業法上の行政解釈とが、そごを来している。どちらの立場に立ってこの問題を検討、研究していくべきかと。後半、今おっしゃったそういう立場に立ってこの問題を考えていくべきではないか。昭和 51 年の行政解釈に、今もってしがみついている必要は全くない、そのことに見解を求めたのですが、いかがですか。



建設部長

今、御指摘の部分の判断でございますけれども、私どもも認可外保育所、認可保育所という区分をした中での判断はすべきではないという意識は持っております。ただ、建築基準法の許可の部分の機関、それから営業上の許可とは差異がございますけれども、いずれにしても法解釈上においても、やはり区分はすべきでないというふうには理解をしております。

古沢委員

今の点はしっかり確認しておいていただきたいと思うのです。

陳情は、条例の制定、基準の制定などを求めているわけですが、これに関連して、我が党の新谷議員の質問です。今定例会の本会議で、市長は、「研究して必要があれば検討したい」というふうに答弁されました。必要があるから陳情が出ていて、必要があるから研究をするという意味ですから、必要があるので検討するという立場だというふうに受け止めておりますが、それでよろしいですか。

建設部長

御指摘のように、私どもは、ラブホテルに対する規制につきましては、やはり現法律上の部分以上に強化をすべき部分という意識を持っております。そのためには、市長から答弁申し上げましたように、全道建築行政連絡会議の中で、今、議論しております。その議論経過を待っているとともに、他市町村の条例関係も今いろいろと調べてございます。そういった強化をするという方向の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

古沢委員

他市で先行しているように、市長答弁は、最初に全道の統一基準、これを目指して検討、研究に入っているというふうにお答えした後、その後、先ほど言ったように必要があれば検討したいとおっしゃっているわけです。これは、小樽市として独自にそういう研究、検討をしたいという意味ですから、一緒くたにしないで、ぜひその検討を早めていくようにしたいと思うのです。それで、その検討すべき出発点といたしますが、ベースになっているのが、平成 17 年に出示されました国土交通省の技術的助言ですが、その概要をちょっと御説明ください。

(建設)建築指導課長

建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 にある、これらに類するものという中にラブホテルが含まれるということで、具体的にそれがどういったものかということが、今、委員がおっしゃった平成 17 年の国土交通省からの技術的助言の中で示されております。その中には、まず前提となるのが風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制の対象とならないものであっても、例えば客が必ず通過し、自由に入出入りすることができる共用玄関を有しない構造であるもの、客と従業員とが開放的に対面できる玄関帳場を有しない構造であるもの、施設の規模に応じた客が自由に利用することができるロビー、応接室等を有しない構造であるもの、玄関又は駐車場の出入口に遮へい物が設けられる等により、客の入出入りの状況が外部から見通せない構造であるもの、形態、意匠、色彩、照明、その他の外観が著しく派手又は奇異であるもの、これらに該当するものは、ラブホテルと認められるということで、先ほど申し上げました建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 のそれらに類するものに該当するというふうに助言で示されております。

古沢委員

これは平成 17 年 11 月に出ている技術的助言であります。これを受けた後、この問題についての検討は、今回、議会では陳情も出て議論になっておりますが、この間、原課では一定の研究、検討を進められていると思うのですが、現状で例えば原課としての検討の到達点といたしますが、それをベースにして検討していこうとする素案めいたもの、そういったものはお持ちですか。

(建設)建築指導課長

現時点では、素案めいたものというところまでには達しておりません。先ほども部長が申し上げましたとおり、

現在、他市の条例とか、運用基準とか、そういったものを調査しておりまして、その規制の内容を比べたりとか、そういったものを、今、作業として進めております。その中で、小樽市として地域性も考慮した中で、こういったものがあるのかというのは、今後、検討していく中身だというふうに思っております。

古沢委員

国土交通省の技術的助言で示された 5 項目を説明していただいたのですが、この通知はこの 5 項目を例えばというふうにして例示をしたわけです。この 5 項目の後が自治体に肝心なところで、「など」です。法律・条例などでは、よくこの「など」が問題になりますけれども、この 5 項目以外にも、「など」というところが当市に求められる検討領域になってくるのだと思うのです。

そこで、ちょっと私の方から、写真資料を提出させていただきました。具体的な事例に即しながらちょっとお伺いしたいと思います。これは、市内の張碓町にある、あるホテルです。平成 17 年に建築されたホテルであります。例えば、今、課長が示された 5 項目に照らして言えば、こういうホテルは例えば今後、建てることは可能になりますか。特に、  
、  
、  
のかかわりで言えば、表玄関、裏玄関があります。裏玄関は、これはこのホテルのための玄関のように見えますが、実はワンルーム・ワンガレージスタイルという旧型のラブホテルの玄関であったものを共用する形で使われている裏玄関であります。表玄関からも裏玄関からも、駐車場、玄関を見通すことはできません。こういったホテルが、今後、これは外観上の問題でしかありませんけれども、機会があれば中も調査したいと思いますが、こういうホテルが、今、検討されようとする国土交通省の技術的助言に即して考えた場合でも、建築可能になりますか。

(建設) 建築指導課長

先ほど申し上げました国土交通省の技術的助言の中に、玄関又は駐車場の出入口に遮へい物が設けられる等により、客の出入りの状況が外部から見通せない構造であるものにつきましては、先ほど申し上げましたように、ラブホテルと認められるので、その規制がかかるというふうに考えております。

古沢委員

では、このホテルは規制の対象になるのですか。

(建設) 建築指導課長

このホテルにつきましては、建築確認申請が平成 17 年 3 月 15 日に提出されておりまして、平成 17 年 4 月 8 日に確認がおりております。完了検査が平成 17 年 12 月 16 日ということございまして、先ほどの国土交通省の技術的助言につきましては、平成 17 年 11 月 15 日に通知されておりますので、この時点では既に着工されている建築物でありますので、この技術的助言が適用されないということになってございます。

古沢委員

技術的助言は風営法に基づく建築基準法の取扱いについて示したものであって、風営法上は既にこの種のものだめなのだというふうに言っていたのではありませんか。ですから、これが自治体によって取扱いがいろいろ違う、それではまずいということで、平成 17 年 11 月に技術的助言として発せられたのが、この通知ではないのでしょうか。

(建設) 建築指導課長

今、おっしゃったとおり、この技術的助言の経緯としてはそういった経緯があったのかもしれませんが、私どもとしましては、その時点での法律及びこういった技術的助言があれば、それにのっとって審査、検査をしていくということでございますので、このホテルの確認が出された時点で、技術的助言が出ていない以上、我々側としてはあくまでもその時点の風俗営業法に基づいて、そのラブホテルの定義に照らし合わせて判断するしかなかったというふうに考えております。

古沢委員

これはぜひそれこそ検討、研究してください。要するに、そういう説明であれば、抜け穴を最大限利用して建ったというものだと思うのですが、これは、私は確認できませんよ。けれども、あたかも中を見通すことができないような遮へい物が、あるいは裏玄関が、ワンルーム・ワンガレージスタイルのいわゆる旧ラブホテルと共用するように使われていたり、こういうのは当時の建築工事の完了時点では、こういうふうになっていなかったのではないのでしょうか。私はそういうふうと思うのです。そして、実態的にはこういう形で、実際的には灰色ホテル、実態的にはラブホテルとして使われるという状況が生じているのではないのでしょうか。仮にそうだとすれば、立入検査権、そこまでいかなくとも指導・助言、勧告など、方法は出てくるのではないのでしょうか。それもできないということですか。

建設部長

建築基準法上確認をし、完了検査をした段階で、確認申請と異なるものがあれば、行政的に指導が行われます。しかし一方、運営上の問題でありますと風営法の適用があって、警察の方の所管に移るかと思えます。その中で、当然、決められた条項に反すれば、警察の方で処置をするという形が通例と思えます。

古沢委員

では、そのことを含めて検討・協議をして、しかるべき手だてを講じていただくというふうをお願いしたいと思います。これは現に建っている問題ですから。

今、提出されている陳情は、これからこういう問題が生じないように、ぜひ小樽市に条例や基準などを設けてほしい。私はしっかりと条例を制定すべきだと思います。違反する、除去や中止の指導・勧告に従わない場合、そういった場合には、罰則規定もしっかり設ける。他の市の中には、幾つもそういう例があります。そういうことをしっかりと整備をすれば、条例を制定するということがベターだというふう思うのですが、それに関連して、検討・研究テーマとして、私なりに知り得る範囲で、ほかの自治体の条例や基準を抽出してみました。そういったことを小樽市の検討の中にしっかりと据えていただきたいということで、幾つかお尋ねしたいと思います。

今までの中ではっきりしていますが、玄関、駐車場が外部から見通せる構造であることは、これは国土交通省の技術的助言で明確にされています。それから、部長が答弁されたように、児童福祉施設に対しというのは、いわゆる届出保育所、認可外保育所も含めていこうということをしっかりと検討の中に据えるということが必要だと思うのです。さらには、帯広市や盛岡市などで見られている基準や条例の中では、ロビーやレストランに加えて、ロビーやレストランというのは風営法上の規定です。これに加えて、会議室とか談話室、こうしたものを有する構造にしなければならないということ。さらには、これは盛岡市です。教育委員会が指定する通学路に沿っての規制区域をしっかりと設けていくこと。次、もう時間ありませんからついでに言います。幾つもありますが、こうした申請があった場合に、市長が諮問をする、それを審査する、建築あるいは規制審査会、審議会、そういったものを設置して、しっかりとしていくことが必要だと思います。それから、帯広市の例です。建築施設内に、一定数以上の収容台数の駐車場を設けないこと。帯広市の場合は、建築施設内に、その直下、直上で総客室の2分の1以上の収容台数の駐車場を設ければ、ラブホテルだというふうに規定しています。ちなみに、一般ホテルで小樽市の場合どういう状況になっているか言っていきますと、ホテルノルドの場合は客室98、定員297人に対して駐車台数は48台、オーセントホテルは195部屋、定員542人に対して駐車台数は92台です。いずれも2分の1を超えていないで一般のホテルは十分に経営がなされている。こういった点からも、帯広市のこうした総客室の2分の1以上超えてはだめだという基準、規定は妥当性があると思います。それから、看板、広告塔に関して適切な規制を加えていくこと、これは全く言うまでもありません。さらには、性的感情を刺激するための装置や照明や装飾品など、明らかに通常のホテルと異なる客室でないこと。先ほどのホテルはちょっとこれ、中を調査してみたいと思っておりますが、高知市の要綱です。それから、建築主について、関係者からの求めがあった場合、必要な図面などを示し

て、しっかり説明をしなければならないということを規定しています。さらには、これは極めて現実的実態にあるなど思ったのですが、泉佐野市の規定です。幅 1.4 メートル以上のベッドを備える部屋の数が、全客室の 10 分の 1 を超えない構造であること。あるいは一人部屋の床面積が全客室の床面積の 5 分の 2 以上を占める構造であること。こういう規定もしっかり参考にしてほしい。そして、何よりも建築中止や除却、これらの命令をしっかりと規定する。立入調査権もしっかりうたう。罰則規定を設ける。こうした自治体の条例が幾つもあります。

これらについて、今、限定して挙げてみましたけれども、これらを含めて検討していただくということで御見解を伺って、私の質問は終わりたいと思います。

建設部長

今、委員の方からお示しいただきました事項も含めて、検討の項目にしたいと思います。

古沢委員

終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

山田委員

公共賃貸住宅ストック総合活用計画について

それでは、私の方からは、先般いただきました公共賃貸住宅ストック総合活用計画、こちらの方から何点が聞いてまいります。

最初に、この中から入居状況、特に政策的な空き家の活用策について、今後、どのようなことを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

(建設) 建築住宅課長

政策空き家の今後の活用状況ということでございますけれども、建設年次が古くて、簡易平家建ての長屋の住宅を政策空き家にして管理してございますけれども、今、ストック計画の中では、基本的に建替えをして住み替えを促進しまして、用途廃止をしていくということで考えております。

山田委員

今後、用途廃止ということで、新しいものに建て替えていくということで、わかりました。やはり、オタモイ地区で特にそういうような政策的な空き家が多いことが、ストック計画の中からもわかります。このオタモイ地区に関して、将来計画について何かあれば、お聞かせ願いたいと思います。

(建設) 建築住宅課長

オタモイ住宅は大きな団地でございまして、政策空き家も現在 480 ぐらいでございまして、この地区は現在、建替え事業ということで、新築をする中で順次、住み替えを進めてございます。今後もこの計画等に沿って建替え事業をする中で、あと本年 8 月に全入居者を対象に説明会等を開きまして、意向調査も行っております。高齢者の方も多いということで、除雪の問題等もあるものですから、市内の他の住宅に住み替えを希望される方はそのようなことも対応しながら進めていくというような状況です。

山田委員

特に、オタモイ地区は小樽育成院とかやすらぎ荘、こういうような老人向けの施設ができて、特にそういう地域の老人方との取組も結構緊密になってきております。地区的には、松川公園という広場がありまして、そういった広場を活用した町会の活動も盛んだったのですが、いわゆるそういうやすらぎ荘等が建て、地域の広場的なものがなくなったのですよ。そういったときに、今後、その政策的な空き家をもし取り壊して、例えばそういうような地域住民が集まれるような広場をつくるような計画とかお考えがあればちょっとお聞かせ願いたいと思いま

す。

(建設)建築住宅課長

基本的には、今ある住宅のところに新しい住宅を建てるということですので、新たなそういうスペースは生まれないのですけれども、ある程度集約して建設するわけですから、一定程度の余剰地が生まれるのですけれども、ちょっと残念ながら御存じのように、オタモイ住宅は傾斜地のところに建っている部分で、先般も 1 号棟、2 号棟が完成したのですけれども、やはりある一定程度のグラウンドのような広場がなかなかとれないというのも一つの課題になっていまして、私どもちょっと苦慮しているところで、今後の検討課題ということで考えてございます。

山田委員

課題ということでお聞きしておきます。

また、市営住宅の需要状況として、入居者の状況、世帯状況とかが、ストック計画の中でよくわかるのですが、例えば低所得者がやはりこういうような住宅の中には多いということは聞いております。そこで、14 ページのグラフを基に、最低、また最高所得者は、どのような所得の方々がいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

(建設)建築住宅課長

市営住宅に入居できる方は、所得制限がかかってございまして、一般階層世帯と言われますのは、控除後の月平均月収 20 万円以下の方、もう一つ、裁量階層世帯ということで障害者の方とか高齢者の方などは 26 万 8,000 円以下というのがございます。6 区分に分かれてございます。

今、その世帯の状況なのですけれども、小樽の市営住宅入居者の方で、一番収入の低い 1 分位は、収入がゼロから 12 万 3,000 円の世帯なのですけれども、その方が全体の 81.6 パーセントということで、低所得者の方が入っている形になってございます。

山田委員

それと、もう一つ、最高所得者の方も、もしわかれば。

(建設)建築住宅課長

このストック計画とは別に、現在入居をしている方ということですか。

山田委員

はい。

(建設)建築住宅課長

所得は毎年収入申告をしていただきまして、次年度の家賃を決めるわけですけれども、その中で現在、高額所得者といいますが、収入超過者で一番多い方は、月平均月収 74 万円の方がいらっしゃいます。

山田委員

5 分位以上の部分にたぶん入ると思うのですが、最初にお聞かせいただきましたこのゼロ円、例えばこれは生活保護世帯だと思いますが、この入居状況について、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

(建設)建築住宅課長

生活保護世帯のこの中のデータは、ストック計画の部分で検索してございませぬので、ちょっと数字は持ち合わせていないのですけれども、1 分位 12 万 3,000 円以下の所得の方ですけれども、一定程度の割合の生活保護世帯の方は入居されていると考えます。

山田委員

わかれば後から書類か何かでお願いいたします。

それと、本当にこういうようないいストック計画が出されたわけです。私もこれを見て本当に感心している一人でございます。その中でも、やはりこの住民の意向調査、この部分が結構皆さん苦勞された部分だと思うので、まずそこからこの住民全体の満足度調査からの課題、14 項目、いろいろあると思いますが、1 点何かあればお聞か

せ願いたいと思います。

(建設) 建築住宅課長

課題の 1 点ということなのですが、大きく分けて、施設・建物部分と市営住宅に入居されている部分があるのですが、市営住宅に入居されている部分では、地域活動の参加状況とか、団地活動の参加状況が、どれくらい参加しますでしょうかという、そういう調査がありまして、その中で地域活動ですと、例えば参加していない住民が 4 割強いらっしゃるんですけども、また、その関連で相談できる人がいますかというような、近所の知り合いの部分も、若干 3 割程度の方がそういう方がいらっしゃるということで、近所づき合いが市営住宅であっても希薄になってきているのかなというのが、ちょっと課題としてあります。

山田委員

そうですね。現在、住民個人が満足するとすれば、今言われたように、近隣住民との協調性、そういった部分もあります。そういった意味では、私も市営住宅には一時期お世話になったことがあります。やはりそういうような住民自治の方法も今後、いろいろな形でされていると思いますので、できましたらこういったところに注意して、住民が仲よく暮らせるような自治の方法、また一つ考えていただければと思います。この件はこれで終わります。

パークゴルフ場に関連して

次に、パークゴルフ場に関連して、先般、久末議員の一般質問の中でもありましたが、ちょっと新聞紙上ですが、「パークゴルフ場住民の手で」という見出しが私の目を引きました。現在、財政再建に取り組んでいる夕張市で、ほとんど使われなくなった運動広場、敷地や周辺の材木置場などを、地域住民の憩いの場としてパークゴルフ場にできないかという、そういう要望が数年前からあり、地域のお年寄りたちの手で、本年 10 月上旬に一部開放、一般開放は来春になるというパークゴルフ場の話を聞きました。

そこで、お聞きいたします。やはり小樽市北西地区にはこういうような地域住民が集まれる憩いの場がありません。そういった意味で、私も久末議員の発言同様、こういう施設が必要と考えている一人です。そこで、あえてお聞きします。もし仮に長橋のなえぼ公園に、こういうようなパークゴルフ場を希望した場合、まずどのような課題があるのか、また、解決策はあるのか、そこら辺をちょっと聞かせてください。

(建設) 浅沼主幹

長橋なえぼ公園のパークゴルフ場ということなのですが、長橋なえぼ公園は、元営林署の苗畑として使用されて、また桜の名所としても利用された場所、その場所を市が営林署の方から取得しまして、なえぼ公園ということで整備しているものです。なえぼ公園につきましては、良好な自然環境を守る、こういうことで、植物や野鳥、昆虫など、自然と触れ合う、自然の生き物を知ることができるという自然観察公園というような形で、営林署から取得し、市が整備しています。このような趣旨からいきますと、今後もこの公園については、極力現在ある自然に手を加えないで、今のような形で運営をしていきたいと、こういうような目的の公園ということですので、ここところに手を加えてパークゴルフ場をつくるということは、なかなか困難だと考えています。

山田委員

私もそういうことは前も聞いて、御答弁いただいております。いわゆるこの夕張市の運動広場公園は、もともとは国の施設基準によるものだったと聞いております。そこで、この住民がこういった使われなくなった運動公園、今、なえぼ公園については、やはりそういうような見学する方が多く訪れていると思いますが、もしパークゴルフ場にしたいというような地域の要望が高まれば、例えば夕張市の場合は、住民のそういう事業の要望に対し、国と市が用途変更をして、そういうものに生まれ変わらせたということなのです。実際に皆さん方の言うことはわかります。ただ、住民がこういうものを市と協働するという観点から要望した場合、市としてそういうことに対してもこういう冷たい言い方でいいのかと私は思います。そういうことではなくて、ある程度、市民と市との協働という

観点でいけば、私は使われて何ぼの世界だと思しますので、そういった意味で、もう一回御答弁をお聞かせください。

建設部長

先ほどの主幹の答弁の繰り返しになりますが、やはり自然を生かしたエリアというのが市民の財産であろうと、それを保持し継続するのも財産だろうと思います。今、委員のおっしゃる市民と官との連携でという点については、私も全く反論するものがございませんで、他の場所で議論するのであれば、私どもとしては連携できるだろう。ただし、なえぼ公園に限っては、繰り返しになりますが、自然を守り継続するのもやはり後世に伝える我々の義務だろうということについては、御理解いただきたいと思います。

山田委員

時間的なものでまた変化すると思しますので、その点はいいと思います。

ただ、先ほどのオタモイの例えば政策的な空き家、これに関しても、ただ単に置いておけば朽ち果てるだけですが、たしか私もちょっと記憶が定かではありませんが、例えば農家のビニールハウスを利用した年間通じて利用できる、岩見沢市でしたね、そういう部分もあるし、例えばこれは用途変更になると思いますが、こういう空き家を利用して、中を空洞にして、例えば簡単なパークゴルフができるような施設、年間通じてできる施設も私は可能だと考えている一人です。その点についてはどうでしょうか。

建設部長

18 ホールをつくるためおおむね 1 万 2,000 平方メートルぐらいが基準というふうに、パークゴルフ協会の設置基準がございまして、今、委員がおっしゃるような簡易なものではないのかなと。今、委員のおっしゃっているそのパークゴルフのイメージと、我々が持っているパークゴルフのイメージがちょっと違つたとすれば、私の答弁は違いますけれども。ただ、通常言うパークゴルフで言えば、協会の基準をもって議論させてもらいたいというふうに思つてございまして、例えばオタモイの空き住宅は、平家又は 2 階建てでございましてけれども、あれを抜いたところで到底パークゴルフ場に使えるような用途にはどうもなかなか向かないのではないかなという、そんな感じも思つてございまして、また別な機会で、こうした状況になれば、そういった御示唆に基づいて検討はしたいというふうに思っています。

山田委員

本当に部長の言うとおりだと思います。ただ、それは正式なパークゴルフというわけではなく、これは練習できる、年間を通じて地域の人が憩いの場として集まれる、そういう施設という意味で一例を示させていただきました。特に、今回、こういうような市民の協働という意味で、例えば市民が活動するときに市に予算がない、そういうときに市は何の助言ができるのか、何の手だてができるのか、ここら辺を、今後、明確にしていきたい。本当に助言だけで終わるのか、これはもうできないよで終わるのであれば、これ以上私は言うつもりはありません。その点について一言。

建設部長

若干角度を変えた答弁になるかと思つていますが、市長がこれまでも公約の中で、町会活動に市の職員を絡ませながら、町会とのコミュニケーションを図っていくという課題がございました。町会からその希望をとって、まもなく市の職員も入った中でコミュニケーションをとっていくということになってございまして。そういう意味では、決して私どもが町会なり、市民の方を隔離しようというふうには全く思つていませんで、何かあればすべて協調したいというふうに思つてございまして、そのときにはさまざまな御意見をいただければ、さまざまな活動をしていきますし支援していきますので、その辺は限定的な考え方でなくて、むしろ協調し合える場をと当然思つていきますので、ぜひ御支援いただければと思います。

山田委員

そうありがたいのですが、やはり考え方の違い等もございますので、そこは今回、切り口的にはパークゴルフということで言わせていただきましたが、なかなか行政サイドとしての考え方、それは私も理解できます。ただ、やはりここで、この場で話を打ち切るのではなくて、言われたように地域との連携ということで、今後、私もこういうような協力員と協力して、例えば今後何ができるのか、そこら辺の御助言をいただきに参りますので、私の方はこれで質問の方は終わらせていただきます。

建設部長

パークゴルフのお話を私どもの所管で技術的なアドバイスはありますが、社会教育施設としての位置づけというのは教育の問題でございますので、そういった関連部局と連携する中で、いろいろと御相談に乗らせていただきたいというふうに思います。

久末委員

置き雪対策について

置き雪対策のことなのですけれども、今、古沢委員が言ったこととダブっておりますので、その部分は割愛しまして、これは試行するということになっておりますので、この試行に当たりましては、対象路線、そして間口の決定はいつを目途としておられるのか、お聞きします。

(建設)雪対策課長

対象路線、間口の決定はいつということでございますけれども、9月3日から6日にかけて9会場で除雪懇談会を実施してございます。その中で、町会へは市の方針を説明してございます。その後、各町会と試行路線について個別に打ち合わせしたいと考えております。その結果、11月下旬に置き雪対象路線、間口等については決定を予定してございます。

久末委員

わかりました。

それで、もう説明会は、各町会の皆さんのところに行き渡って知らされてあるのですか。

(建設)雪対策課長

行き渡っているかということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、9会場で市内157町会を対象に案内を出しまして、その中でその置き雪の試行について説明してございます。

久末委員

それでは、ほぼ皆さんに浸透しているということですね。

試行路線を決定するのも11月末ということでしたので、そのように受け止めておきます。

わだちの解消について

これはほとんど要望ですけれども、わだちの解消なのです。これは毎年私は電話で、わだちの上を削ってもらっているのですけれども、赤岩も祝津山手線ができてから、そちらがメインの道になったものですが、今まで一番いつも除雪・排雪してもらっているところが、大分ランクが落ちまして、あまり見ていただけなくなったのです。これはもう仕方がないと思うのですけれども、ただ、雪がどんどん降ったときに、全然見ていただかないと、わだちが非常に深くなりまして、あそこの市道高島街道線は一方通行ですから上から下がってくるしかないのですけれども、自分の家に入ろうと思っても、車が滑ってしまっただけ入れないのですよ。そのようなことがあります。地域からよく除雪の要望が来るのですけれども、私も自分で歩いてよくわかるものですから、何回か電話して、全部とるとすごい量なので、上だけ削ってくださいと言って要望したことがあるのですけれども、これからもだんだん難しくなってくると思いますので、パトロールをよくやっていただきたいなというふうに思うのです。



パトロールすると、その運転している方たちが、ここはこれではちょっとひどいなということで削っていただけると思うので、見ていないからそういうところがやはり気がつかないと思いますので、パトロールを密にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、向こうの方の現地を知っておられる方は分かると思いますが、市道高島街道線の一方通行の出口にある二またのところの雪山なのですけれども、これも一般質問でもやりましたけれども、市道上赤岩道線ができてからというのは非常に車の量が増えております。それから何台か祝津の方から来る車が、市道上赤岩道線の入り口のところが五差路の信号機になっているものですから、ずいぶん長い時間とめられるのですね、赤になって、次に青になるまでが。それから、ずっとあそこは一直線ですから、見通して赤になると、ぱっと回って下り線の方へ入ってしまうわけです。ですから、非常に車の量が多いものですから、やはり圧雪されている部分も増えてきますし、そのためにわだちも深くなると思うのです。それから二またのところへ、近所の方たちが皆さん雪を持っていくのです。ちょっと見たことはないのですけれども、とにかくすぐ雪がたまるのですよ。そうすると、上からおりてくる車が、祝津山手線の方は、本当に見通しが悪くて、車もずっと前まで行かないと後ろが見えないという状態がずっと続くものですから、これも非常に危険なものですから、あそこの現地をわかっておられる方に、気にしてもらいたいなというふうに思っております。

それから、これも予算特別委員会でやりましたけれども、歩道の除雪なのですけれども、これも本当に北山中学校も生徒数が多いですし、それから高島小学校も児童数が多いわけですが、バス通りが通学路になっているのです。ですから、本当に危険なところを歩いておりますし、それから高島へ下がる所と祝津に曲がる三差路のところは、もうあそこは、私も電話がありまして行ってみたのですけれども、本当に人が車道におりているのです。こんな一人しか歩けないぐらいのところを通って、そこを渡っていくのに、これは危ないなと思って、あのときにはすぐ来て、たしか取っていただきましたけれども、非常に危険なところを子供たちが登下校しておりますので、あの辺もよく見ていってください。一つの事故も見逃せないという私たちの考え方なものですから、小樽じゅうそういうところはたくさんあることはわかっているのですけれども、何とか子供たちに事故のないように、皆さんで見守ってあげていただきたい、そういう要望をしまして終わります。よろしくお願いいたします。

委員長

答弁は。

久末委員

いや、要りません、これはもう要望ですから。皆さん聞いていてくださっているのです、頭に入れておいてください、よろしくお願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

ドッグランについて

初めに、私の方からは、前回の定例会の建設常任委員会の中でも、公園の整備や利活用について質問させていただいたのですが、実はあの後でいろいろと御相談をいただきました。公園の利用についてなのですけれども、色内埠頭公園ですか、あそこの公園の芝生の中でペットを放し飼いにされている方が、また、ゴルフをやったりとか、さまざまやっている方がいて、遊具もありますので、小さいお子さんには非常に危険ではないかという質問もありまして、今回のこの話は要望というような話の方が強いかなと思うのですけれども、ほかの常任委員会にもかかわることですので、ぜひ御意見をいただきたいというふうに思うのです。予算特別委員会の方でもほかの委員の方から話があったかと思うのですけれども、実はこのペットの飼育マナーについて、先ほども言ったとおり、色内埠頭公

園で犬を放し飼いにし、たくさんのふんとかがあるという相談をいただきまして、私も実際行って、見て、確かにありました。

それで、実際ペットを放して飼っている方もいるのですけれども、その上でペットの飼育マナー向上といいますが、その意味でも犬を飼っている方々から、ドッグランという施設をぜひ小樽市でつくってこないだろうかという話がたくさんございました。実は調べてみると、望洋台の方に 1 か所ありまして、でもなかなか整備が行き届いていないということもありますし、結構外れの方にあるものですから、なかなか利用できていないというお話も聞きました。その上でいろいろと調べましたら、千歳市が実は全国で一番初めに行政としてドッグランを設置したというようなお話がありまして、ぜひ小樽市にもドッグランを設置していただきたいという要望についての御意見とか、ほかにもこのような御要望とかお話が過去にありましたら、その辺も含めてぜひ聞かせていただきたいのですが。

(建設) 浅沼主幹

公園の利用に関しての、ドッグランの開設、そういうような御質問、御要望かと思うのですけれども、ドッグランについては、過去にも何件か要望等が来ております。ただ、ドッグランについては、愛犬のストレスの解消とか、飼い主の交流の場とか、また、飼い主の方のマナーの向上とか、そういうようなのには非常に役に立つ施設なのかなというふうには考えております。ただ、設置場所等についてなのですが、やはり犬等を飼うということになると、マナーにもこれはかかわることなのですけれども、ふんの問題とか、尿の問題とか、毛の問題とか、いろいろ犬を好きな人、嫌いな人もいるということがありまして、設置をする場所についてとか、ドッグランの運営とか、そういうようなことについては、いろいろと細かいことがあるのかなというふうに考えておりまして、先ほどの千歳市については、行政の方でドッグランを設置したということでしたけれども、他都市の例を調べ、参考にしながら、今後とも検討する課題と考えております。

秋元委員

当然いろいろと問題もあることも承知していますし、これからいろいろと検討していかなければならない部分もたくさんあると思うのですが、ボランティア団体の方もたくさんいまして、犬管理所ですか、長橋の上の方にあるところですが、あそこにも結構ボランティアの方が通われているということなのですけれども、ぜひその人たちも、いろいろな機会を通してマナーをしっかりと学ぶ場にするためにも、ドッグランの設置をお願いしたいという話もあったのですよね。いろいろな分野で科学的にも医学的にも、ペットのいやし効果が研究されているところだというふうには思うのですけれども、実際、新聞記事でも、高速道路の道内の十勝のサービスエリアにドッグランを設置したと。その後、非常に効果があったという、喜んでもらったということなのです。その声を反映して、実はその反対車線の方にも同じドッグランをつくったという記事がありまして、非常にやはりある意味いろいろな効果があるのだなというふうに思います。これから調査も含めて、私たちもいろいろと相談させていただく部分があると思うのですけれども、ぜひ前向きな検討をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

道路と公園の照明について

続きまして、小樽市の財政も本当に大変な中で、いろいろな部分で経費の削減等に努力してきたことというふうに思いますが、続いての質問で、小樽市の所管の道路照明と小樽市の公園の照明について、何点が伺わせていただきたいのですけれども、今、行政として、いろいろと電気代の節約ができないものか、又はエネルギーを通してCO<sub>2</sub>の削減とか、そういうエネルギー問題で、省エネ対策の一つとして、この電気代を何とか抑えることはできないかという取組をしている自治体が結構ありまして、その上で小樽市として、どのような取組をしているかということで質問したいのですが、まず 1 点目は、小樽市内の小樽市所管の道路照明と公園照明の水銀灯がナトリウム灯にどんどん変わってきているかというふうに思いますけれども、それぞれのまず特徴と、数と、もしわかればこの

水銀灯とナトリウム灯の電気代を教えてくださいたいと思います。

(建設)建設事業課長

私の方から、道路の街路灯について答えたいと思います。

まず、ナトリウム灯と水銀灯の特徴でございますが、ナトリウム灯につきましては、見やすさの点で勝っている。例えば、虫が寄らないとか、それから雪とか霧の際、そういった透過性がよろしいということで、そういう点では勝っているという特徴があると思います。また、寿命ですが、これはメーカーにより違いがありますが、私の調べた中では、同一メーカーで、水銀灯は 250 ワットで 1 万 2,000 時間に対して、ナトリウム灯が 3 万 6,000 時間ということで、いろいろなデータがございますが、この中では 3 倍ぐらいの寿命があるというような状況です。また、機器の電気代なのですが、明るさについては、水銀灯よりもナトリウム灯の方が照度が高いということで、同じ明るさにしても、当然、水銀灯が電気代が高くて、ナトリウム灯が安くなるということがあります。また、機器の値段については、水銀灯と比べてナトリウム灯の利点が高いということで、値段についてもナトリウム灯の方がちょっと高くなっています。

2 番目の数でございますが、街路につきましては、市内で約 620 基設置してございます。詳細はわかりませんが、比率としましては水銀灯とナトリウム灯の比率は大体 8 対 2 の割合で水銀灯が多くなっております。

最後に、各電気代ということなのですが、水銀灯の 300 ワットがナトリウム灯の大体 180 ワットに相当するということで、水銀灯の 300 ワットに流れるアンペア数は 1.7 アンペアに対して、ナトリウム灯が 1.08 アンペアということで、30 パーセントから 40 パーセントぐらい下がる。ちなみに、定額の場合、水銀灯は 1 か月 300 ワットで 1,290 円に対して、ナトリウム灯が定額で 180 ワットで 945 円と、300 円ぐらいお得だということです。

(建設)浅沼主幹

公園にかかわる園路灯、公園内の灯に関してですが、公園の場合には、道路と場所、状況が違っておまして、水銀灯の特徴というのは緑が映えるといいますが、そういうような特徴があります。それに対してナトリウム灯に関して言いますと、その緑が映えないというようなことがありまして、公園の中で設置されているものについては、ほとんどが水銀灯というような形になっております。

公園の中に使われている街灯の数ですけれども、約 250 基設置されております。1 基当たりのワット数につきましては、道路灯から見るとかなり小さいものを使っておまして、100 ワット程度のもので多くなっております。

それから、電力の使用料に関してですけれども、ほとんどが水銀灯を使っていますので、ナトリウム灯との比較という話もありましたけれども、そういうことではなくて水銀灯ですので、年間 320 万円程度かかっています。ただ、電気料としましては、北海道電力の方に支払っているのが 320 万円なのですけれども、その中に一部、例えば色内ふ頭公園の池の水を循環させている動力機とか、築港広場公園とか、そういうのも何か所かありまして、それも含めた額になっておりますので、320 万円がすべて電気代にはなっていませんけれども、公園全体でかかっている電気代としては、そのぐらいであります。

秋元委員

そこで、結構、他都市ではワット数がかなりばらばらで、その詳細についても押さえることも大変だったというような報告もあったのですけれども、この小樽市のワット数の違いと、この電気代をぜひ知りたいのと、特に公園などで使われているようなグローブ型水銀灯という水銀灯があるそうですけれども、小樽市にこのグローブ型水銀灯がどの程度あるのかということも、もしわかれば教えてください。なぜかといいますと、このグローブ型水銀灯というのは、非常に無駄が多いというふうに言われておまして、3 割程度エネルギーが、要するに光の部分が無駄になっているし、電気代も 3 割ほど無駄になっているのではないかという研究もあったのですけれども、実際のグローブ型水銀灯というものが小樽市内にどのぐらいあるのか、教えてください。

(建設)建設事業課長

まず、今、設置されているランプのワット数なのですが、一般的には 180 ワットから 400 ワットのランプを使っているということです。ただ、先ほど申しましたように、水銀灯とナトリウム灯の効率が違いますので、水銀灯につきましては 200 から 400 ワット、それからナトリウム灯につきましては、明るいということから 180 ワットから 250 ワットのものを使っております。

それでも、使用料といいますが、金額なのですが、電気代には定額制と従量制がございまして、定額制と従量制の中にナトリウム灯と水銀灯が混在しております。ですから、これは一括ということになっていきますので、それぞれ分けることはできませんが、ちなみに定額制と従量制の電気代につきましては、昨年 1 か年について、定額制で約 500 万円、それから従量制については 1,100 万円、約 1,600 万円の電気代を道路の中では支出しております。

それから、グローブ型の形状の灯ということなのですが、街路の照明については、今、新しい効率のよいものが出てきているとは聞いておりますが、今まで整備していった中では、グローブ型が多いのではないかとということで、当然、電気の消費や何かもございまして、破損した場合については、そういったものを研究していかなければならないのですが、破損しない限りはグローブ型の方が今現在で使用されている、そういった状況です。

(建設)浅沼主幹

公園の園路内についている照明のワット数、それから電気代につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ワット数については 100 ワット程度のもので多いです。

それから、電気代については、年間 320 万円程度の使用があります。

それから、グローブ型の水銀灯についてですが、公園についている灯部につきましては、グローブ型の方が多くなっております。グローブ型の中でも、上にルーバーをつけて遮光するといいますが、そして効率を高めるというのが、最近、新しいタイプとして出てきていると聞いておりますので、今後、照明の更新に当たりましては、そういうような新しいタイプの効率のいいもの、そういうものに換えていきたいと考えています。

秋元委員

かなりこの電気代に関してもあれなのですけれども、そこで定額制と従量制の違いなのですけれども、ここをちょっと御説明いただけますでしょうか。

(建設)建設事業課長

定額式については、一つの契約で何本か使っているという、そういった契約もありますし、それから、従量制については、定額料金に 1 ワットにつき 15.35 円を加算されて、それで払っているという、そういうふうな契約で、各々契約して電気代を払っている、そんなような状況になっております。

秋元委員

支払の件だったのですけれども、ある市では定額の方を何か一括して払うと、若干の割引になりまして、年間で数十万円安くなると。毎月 1 か月ごとに払うよりは、一括で払った方が数十万円電気代が安くなるという結果があったのですけれども、この辺をもし押さえていけば、お話ししていただけますか。

(建設)建設事業課長

現在、月々支払っております、そういう年間一括で払うということなのですけれども、ちょっと初めて聞いた話でございまして、それは研究してみたいと思います。

秋元委員

次ですけれども、水銀灯 1 基の設置費と年間通した 1 基当たりの電気代もしわかればお聞きしたいと思います。それと、ナトリウム灯の設置費は 1 基当たりどの程度なのか、また、電気代もしわかれば教えていただけますか。

(建設)建設事業課長

水銀灯とナトリウム灯の設置費でございますが、基礎、ポール、灯部を入れて、80万円から90万円ぐらいとなっております。これは水銀灯、ナトリウム灯、ほぼ共通しております、違うのは安定器と、上のランプでございますが、この上のランプの違いは、例えば水銀灯の300ワットのランプが1個6,000円に対して、ナトリウム灯の180ワットが1万6,000円ということで、2倍から2倍半ぐらいの価格差になっておりますが、全体の金額からいいますと80万円から90万円ということで、ほぼ変わらないだろうということでございます。

また、それぞれ1灯当たりの電気代の差でございますが、詳細は押さえておりませんが、先ほど言ったワット数の違いの30パーセントから40パーセントという差もありますし、先ほど言った定額の場合は1灯当たり1,290円と945円で、300円ぐらい違うと、そういった差でナトリウム灯の方が安くなっております。

秋元委員

次に、各町会、連合町会に助成金と申しますか、街路灯維持費補助金として4,500万円ほどありますが、この内容、詳細を教えてくださいと思います。

それともう一点は、街路灯設置費補助金として400万円ほど出たのですけれども、これは実際水銀灯で何基設置したのか、ナトリウム灯で何基設置したのかということがわかれば教えてください。

(建設)庶務課長

平成18年度でございますが、小樽市街路防犯灯組合連合会に対しまして、助成金ということで4,600万円を支払っております。その内訳としましては、各町会204団体を総括した連合会でございます。それらの各防犯灯、いわゆる防犯灯、街路灯の電気代が約7,312万5,000円かかっている部分の4,600万円を助成しているという内容になっております。

続きまして、街路灯の設置助成費なのですが、平成18年度におきましては、件数59件、9団体に対しまして、約340万円の助成をしております。内訳としましては、新設、改良、更新というのもございます、それら総計で水銀灯が251灯、ナトリウム灯は0灯です。

秋元委員

今、ナトリウム灯が0灯だったということで、実際そのナトリウム灯の方が電気代も安いということで、これから変わっていくかと思えますけれども、各町会とかその連合町会に対して、ナトリウム灯の方が電気代が安いという、今後そういうふうに変っていくのだというような周知と申しますが、そういうことはされておりますでしょうか。

(建設)庶務課長

その平成18年度以前の数字はわからないのですが、町会としましては、設置費がやはり水銀灯が安いということでこういう結果になっていると思いますが、長い目で見たらナトリウム灯が得だということに対しては、全然周知を行っておりませんでした。

秋元委員

ぜひ周知していただきたいと思えます。

何か聞くところによりますと、新光町の方では町会で、自分たちでいろいろと研究して、町会の役員の方が電気屋ということもあって、結構ナトリウム灯を設置するかというような話合いになったりというお話も聞きましたので、ぜひまた、これが進んでいけば、電気代とか維持費の助成も減るのかなというふうに思いますし、例えば大阪、広島などと言いますと、ナトリウム灯より一歩進んだ発光ダイオードの実験というか、調査しているという記事がありまして、これもちょっと設置するのに結構高いのですけれども、年間を通すと、ナトリウム灯が約3万8,000円ランニングコストがかかっていたのが、1万8,000円ぐらいに落ちるといって研究をされているそうで、青色発光ダイオードを使うと、使う場所にもよるのですけれども、実際、犯罪の抑止効果もあるのではなからうかという研

究もされているそうです。今後、いろいろな研究といいますが、ナトリウム灯も含めていろいろとやっていくかと思えますけれども、詳細をぜひ調査していただきたいと思えますし、分析も含めて、宇都宮市では年間数千万円電気代が安くなったという結果もありますし、この大阪の話で言いますと、年間数億円電気代が安くなるのではないかという結果もありますので、いろいろな機会でもた質問させていただきますので、その都度調査していただければと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

私の方からは、以上です。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 3 時 05 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

e コミュニティ形成支援事業について

本日、ラブホテルの条例について若干資料をいただきましたので、それについてお話をちょっとお聞きしたり、話をさせていただきたいと思っておりますけれども、古沢委員に相当詳しくお答えになったものですから、これは後からちょっと触れることにしまして、急きょちょっと質問を変えまして、詳しいお答えは求めませんので、代表質問と予算特別委員会でもやりましたけれども、そのうちの e コミュニティ形成支援事業、これについて市長の方からも結構いろいろな積極的な御答弁もいただきましたので、今後、どういうふうにそれを進めていくかということについて、確認という意味で具体的に提案を申し上げたいと思えます。

この事業については、観光協会が事業主体になって、財団法人地方自治情報センターの方から支援金をいただいたということです。代表質問で申し上げましたように、今回はいわゆるホテルの空き部屋、これは 2 月にかけてのそうすけれども、これに対するファンドをかけて、いわゆるホテルが負うリスクをファンドの出資者に負ってもらうというのを行います。それから、赤井川の寒芋、これは大変糖度が高くなるということで、冬の間、秋に収穫したものを雪の中に入れておいて、そして商品化して売っていたわけですが、これをいわゆるファンドの出資者に買っていただくような事業として、今回、採択をされて始めることになっております。この制度は、地域支援というか、地域応援ファンドというようなことで言われておまして、地域のいろいろな産業を支援する意味で、民間の出資者の方からお金を集めて、そしていわゆる出資者の方に利益を配分するというか、還元するというようなそういう趣旨ではないというか、ある意味ではリスクを負ってもらうということが主な目的で、小口のものでやっていただくということですが、やはり私もいろいろ提案をさせていただきましたけれども、次の事業として、観光協会も次に何をやろうという議論は、当然まちづくり委員会の方でも、商品開発委員会の方でもされておりますが、その中の議論の一部を、私が議会の中でも申し上げたというようなことでございます。

そういう意味で、この件に関しては、単に建設部所管ということだけではなくて、私が提案申し上げたのは、なかなかやはり市内の人に需要がないものですから、売れ残っているような、そういう土地や建物、そういうものが非常にあることは私も承知をしております。実際にそういう家屋も知っておりますけれども、そういうものは、いろいろあるわけですね。例えば、最初に申し上げたのは、非常に山坂が多いわけですから、今日も視察というか、

午前中に道路のことで陳情箇所に行きましてまいりましたけれども、その上のところでも最適だと思われる土地が、なかなか売れ残っているような土地もございました。家屋もそういうところというのがいっぱいあるわけです。もうほとんど朽ち果てているような家もあります。市内では、ほとんどもうそういうものは不動産屋も手をつけないし、そして所有者の方もいろいろ声をかけても売れないというような状況になっておりまして、そういうことがこれからどんどん、そこにお年寄りが住んでいらっしゃるから、冬場にやはり本当にもう生活できなくて、子供のところ行って、空き家のままのような状況のところがいっぱい今出てきております。それから、市内の中心部でも、いわゆる築 30 年、40 年の家屋というのは、なかなか売れないで残っているようなところもあるわけです。今、不動産価値も一気に下がりましたから、それから解体費用がやはり 1 棟について 150 万円とかかかってきて、結局壊して売るにしても、土地の値段が下がっておりますので、結局ゼロということになってしまうので、基本的にそういう事情から、空き家のまま残るような事例が多々ございます。

最近には行っていませんが、裁判所に行きますと、不動産屋が手を出さないような競売物件というのですが、ずっと十何年も売れ残って、特売をかけてもまだ売れないというのが結構あるのですよね。そういうものは、私は小樽で利用がなくても、都会の人には十分あるとはずっと思っております。ビジネスでも成り立つのではないかとずっと思っております。ただ、やはり民間でやるにはなかなか難しい点もあるのではないかと。やはり一定の信用度が一番大事なわけございまして、市のホームページなどは相当アクセス数が今ございますよね。そこからいろいろなところに、リンクを張っているところにみんな行って、雪あかりの路などはもう相当なアクセス数があるのですが、市のホームページから雪あかりの路のホームページに行かれる方が物すごく多いわけです。

そういうことからすると、いわゆる市と、あとは民間の建設業界の方々、建築士会は我々の周りではずっと連携していろいろな事業をしておりますけれども、そういうところとか、あとは例えば企画政策室です。最初からもう全体が集まって話をしようということにはならないと思いますけれども、少なくとも観光協会は、この事業継続をしていくわけですから、それと建設部と企画政策室と、この三者で一定のこの事業を応用、活用するという意味で、協議機関を私は設けたらいいのではないかと思っておりますけれども、その辺についての考え方、これは来年からもう別な事業を検討する必要がありますから、その辺についても少し考え方を聞かせていただきたいと思っております。

建設部長

代表質問、さらに予算特別委員会の中でも、この件が出たと思っておりますが、私どもはそういう形の中で事業化できることについては、可能性がないとは言えないと思っております。その中で、議論するためには、広く各意見を求めるという点では、例えば庁内でしたら、今、御案内のその企画政策室あるいは建設部もありますけれども、一応経済部とか、やはり広く一回一堂に会して、何が一番いいのかを論議するという場が必要だろうというふうに考えますので、そういった調整についてはちょっと努力してみたいと思っております。

山口委員

私もいわゆるこの e コミュニティ形成支援事業については、小口の出資金を集めて事業を応援していただくというのが趣旨でございますので、私が提案したものは金額は 1,000 万円とかという金額になれば、当然これは支援ということだけでなく、一定の配当が生ずるようなことでないと、なかなか事業としては難しいと思っておりますので、その辺は慎重な検討が必要だと思っておりますので、ぜひとも、今、部長がおっしゃったように、我々も参画をさせていただいて、議論をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

ホテル建築規制について

先ほど古沢委員が、他都市の例も挙げられて、これは陳情も上がっていることですから、一定の条例の制定の検討なり、そういうことも含めて必要ではないかというふうに思います。特にここは観光地ですから。あまり見苦しいものとか、そういうものは、いわゆるラブホテルについて規制ができるわけでございますけれども、最近、今回の事例のように、いわゆるホテルからラブホテルかというのが一見見分けがつかないような、そういうものが今出

てきておりますので、何らかの規制をうまくできるような、もし条例がつくれるのであれば、私はできればいいのではないかと考えておりますが、いずれにしても、先ほど帯広市のこれは条例ではなくて、運用基準というようにやっていると申すけれども、建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 のこれらに類するものという中で、先ほどの読み上げられた五つの基準ですよね。これのほかに、先ほど古沢委員が、帯広市の場合、基本的には総客室の 2 分の 1 以上の台数を収容することのできる駐車場を持っているものと、こういうものを加えておりますよね。こういうこととか、あとは会議室なども設置を義務づけておりますけれども、ただ、これはビジネスに当たるようなホテルについては、会議室を設けられませんが、例外規定として申しておりますけれども、基準としてそういうものを加えることによって、相当抑制もできるのではないかと。又は、高崎市の例を私はちょっと読ませていただいたのですけれども、これは昭和 58 年 12 月 15 日に条例を制定しております。これを基にして、北海道の北広島市が平成 16 年に条例を制定しておりますけれども、大体基本的に先ほど古沢委員が話をしていたのですけれども、諮問機関を設置して、市長がそこに諮問をするということをまず条件にして、割と手続的にしっかりしたものをつくっております。要するに、これを建築時にすると、大変時間がかかるので、あきらめてしまうというような意味で、そういう細かな手続を定めることによって抑制しようということだと思いますけれども、その辺について先ほど建築指導課長の方から若干説明がありましたけれども、この高崎市の事例で、特に北広島市が相当細かい規則を決めておりますので、若干のレクチャーをいただければと思いますが、よろしいですか。

(建設) 建築指導課長

ただいま北広島市と高崎市のお話があったのですが、どちらかという、やはり北海道の事例ということで、北広島市の事例を説明したいと思います。

北広島市のホテル建築規制条例の特徴についてであります。基本的に現在、風俗営業法並びに先ほどの国土交通省の技術的助言等を比較しまして、その違いについて、大きなところで簡単に説明をしたいと思います。

まず、規制区域、ラブホテルを建ててはいけないという区域なのですが、風俗営業法では、商業地域以外の用途地域、そして商業地域の中でも、学校とか、図書館、児童福祉施設等の周囲 200 メートルの区域内というのが、風俗営業法で禁止区域となっております。北広島市につきましては、これに加えて専修学校などの各種学校、スポーツ施設、都市公園等の周囲のおおむね 100 メートル以内の区域並びに住居系用途地域等の周囲のおおむね 50 メートル以内の区域ということも、一応規制区域として範囲を広げているということがございます。

次に、建物の構造的な基準についての違いであります。先ほど委員の方からお話がありました会議室、これが風俗営業法では特に規制がされておらず、北広島市では収容人員に応じた会議室を設けるようにということで定められております。さらに、車庫の方の規定ですが、帯広市では収容台数が客室数の 2 分の 1 というのがあったのですが、北広島市につきましては、建築物の 1 階に駐車場又はピロティがある場合において、それらの面積の合計が建築面積の 3 分の 1 未満であることということで、こちらは面積の方で規制をかけているということになっております。それから、トイレ等ということで、建築物の 1 階又は 2 階に、男女の区別がある共同の便所を設け、かつ当該便所の全部又は一部が身体障害者等に配慮したものであることということが加えられております。さらに、客室では、20 平方メートル以下の 1 人部屋、シングルが全客室数の 2 分の 1 以上であることということが、具体的な数字として条例の中で示されております。

そのほかに、手続といたしまして、先ほど委員からお話がありました審議会というものが出てきますが、まず、これらの規制区域内に、ラブホテルではなくてホテルを建築しようとした場合に、建築主は建築確認申請の前に、市長に対してラブホテル判定申請という申請書を提出することになっております。申請してから 7 日以内に建築概要を示した標識を設置するというので、標識を設置した後 20 日以内に、周辺関係者を対象とした説明会を開催するということになっております。周辺関係者から 2 週間以内に意見書が提出され、それらをもってラブホテル建築規制審議会という機関に諮りまして、そこから意見をもらいまして、最終的に市長が建築主に対してラブホテル判



定通知書というものを発行すると、そういった手続の流れになっております。

山口委員

私は、小樽市も条例をつくっていくと、それには基本的には賛成しますけれども、ただ問題なのは、北広島市の事例をちょっと読ませていただきましたけれども、いわゆる一般のホテルを建てる際にも、非常に細かな手続をやっておりますので、そういう意味で観光地でありますし、一般のホテルを規制区域内に当然建てる際に、すべてのことにわたってそういう手続を全部クリアしていかななくてはいけないことになりますので、そうすると、少し問題が出てくるのかなという懸念もございます。

私は、これから御検討をされる際には、そこにも注意を払っていただきながら、例えば帯広市の場合だったら、言ってみるなら、国が定めた以上のもので、例えば駐車場の面積でしたか、そういうものを決めておりますよね。それでも結構とめられると思いますし、もう一つは、結局ラブホテルというのは、夜行って朝出てくるのは、どんなことをしていただいても結構なのですけれども、休憩というやつですよね。時間貸しをするということですから。一般のホテルというのは、そういうことはされていないですよね。ビジネスホテルなども。そういうことについても、言ってみるなら表に休憩というのが出れば、これはもうもろラブホテルですから、こういうことも含めて、これはどうもほかのまちではそういうようなことまで規制していないようですけれども、そういうことも含めて、これははっきりとうたって、これがラブホテルだと規定できれば、そういう営業というのはされないでしょうから、これがある意味では収益の根源だと思うのですよ、だれも泊まりに行く気はありませんからね。

だから、そういうことも含めて、これはちょっと思いつきで申し上げて申しわけないのですけれども、検討していただけたらと思います。今回、これについて、別に答弁は要りません。そういうことも含めて、ぜひとも検討していただきたいということで、私の質問は、これで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
成田（祐）委員

訪問事業者への雪に関する情報提供について

今回は、9月ですけれども、雪の部分に関して2点質問させていただきたいと思います。

1点目は、冬期の除雪の情報についてなのですが、予算特別委員会の2日目の話の続きになります。そこでは厚生常任委員会所管の理事者の方に一応お願いして、最初に結論から申しますと、訪問事業をやっている業者に、除雪の情報若しくはそういった雪の情報というのを提供できないかというのを私は考えていたのですが、そのことについて何点か質問させていただきたいと思います。

冬期の除雪出動基準に関して、例えばこういった基準で出動しますよといった判断とか、若しくはそういった開始の時間、決定の時間というものがあれば教えてください。

（建設）雪対策課長

出動基準でございますけれども、バス通りのような幹線道路、第1種路線とっております。また、生活道路であれば第2種路線、また、その他であれば第3種という区分けをしてございます。まず、第1種路線でございますけれども、ほぼ連続した降雪で積雪深が10センチメートルを超え、除雪作業が必要になったとき、また、ほぼ連続した降雪で積雪深が10センチメートルに満たなくても、朝方まで除雪作業が必要と予想されるときが、第1種路線の出動基準になってございます。また、第2種路線でございますけれども、ほぼ連続した降雪で積雪深が15センチメートルを超え、除雪作業が必要なとき、また、15センチメートルに満たなくても、朝方までに除雪作業が必要と予想されるときというようになっております。また、第3種につきましては、第3種の4になりますけれども、わだちが10センチメートル以上で、交通障害の発生が予想されるとき。また、第3種の5でございますけれども、通

常は圧雪された状態で年に 2 回程度除雪を行うという状況になってございます。

また、除雪開始の時間でございますけれども、道路パトロールにより道路状況を確認し、日中の降雪等により道路の悪化又は天気予報などにより翌朝までの降雪が予想されるときにつきまして、出勤を判断するわけでございますけれども、これにつきましては、深夜、判断いたしまして、第 1 種路線でございまして、第 1 種につきましては、おおむね 2 時ぐらいからスタートすると。また、第 2 種につきましては、4 時ぐらいからスタートすると、そういう状況になってございます。

成田（祐）委員

今伺ったとおり、深夜に開始するということが、基本的には大雪ではない場合は、もうこれは朝までに終わるということで、そういった訪問事業者の方にはその影響は大きく出ないとは思いますが、また、状況によりけり、大雪が降ったり、例えば雪が残っていたり、また、排雪を行うために道路が狭くなっていたりと。特に小樽の場合は、坂が多かったり、道が狭かったりというのは、ほかの都市よりも顕著であると思うので、そういった部分で例えば除雪の状況とか、排雪の状況であれば、ふだんは昼間、そういった雪の情報というのを、介護事業者とかは、小さい業者が多くて、一々また電話をかけてくるのも本当に時間がかかりますよね。当然それを受ける側もそういう時間をとられますよね。そういったものがあるぐらいであれば、メールで一斉に送信するとか、そういったような情報サービスというのは今後どうでしょうか、取り組むことはできないでしょうか。

（建設）雪対策課長

除雪の状況のメールでの発信ということでございますけれども、除雪につきましては、市内六つのステーションに分かれてございまして、その除雪の出勤したときにつきましては、各構成員よりその除雪状況などがおおむね三、四時間後、通勤・通学時の 7 時までということしておりますので、その後にステーションの方に上がっていくと思われまして。また、それが塩谷の雪対策課の方にデータが上がってくるのは、大体 10 時ぐらいになると思います。そういう状況の中で、道路状況、降雪状況、除雪状況につきまして配信するのにつきましては、若干難しい部分があると考えてございます。

成田（祐）委員

今おっしゃったとおり、六つのステーションがあるということで、非常にその情報の統一性というのが大変だと思うのですよね。言いかえると、訪問事業者も六つのステーションに問い合わせるのが、塩谷に集まっているのであれば、その塩谷で全部情報を集めて、そこで取り扱えば、それは当然情報を聞く方も有益になると思うので、この辺のばらばらになっているものというのを、統一性を図るということは考えられないのですか。

建設部長

除雪の基本的な考え方というのは、今、課長から答弁しましたように、通常の生活に支障のないために、朝の 7 時ぐらいまでには除雪をするという原則なのです。それが、大雪でトラブル的なものについては対応できないだけの話ですので、常にそういった介護事業者の方の車の動く時間で、朝方、7 時から動くはずではないでしょうか、ほぼ動けるのかなということですので、改めて情報を発信するまでもなく、道路運営上支障がないものだというふうに思います。ただ、特別なトラブルについては、皆さん同じ状況ですので、それはその企業ごとに判断すればよしとするのかなと思います。決して情報を出さないということではなくて、情報は塩谷の除雪対策の窓口がございまして、それに問い合わせをいただければという話ですので、それほど需要というのは、どうも考えづらいのかなと思います。というのは、一定の情報は常に持てるというふうになると思うものですから、そういう解釈をしています。

成田（祐）委員

この質問を行った趣旨というのは、訪問事業者の効率性をアップしたいという趣旨で、予算特別委員会でも話したのですが、当然、雪という障害があると、回るのが 10 分 20 分遅れたりというのが積み重ねになると、やはり

訪問事業者にとっては効率が悪くなってしまって、収支に影響が出たり、当然サービスを受けられる側にとっても影響が出てくるというふうに考えたのです。そういった部分の効率性を上げるために、雪をたくさん取ってしまうとか、補助をすとかというお金をかける考え方ではなくて、そういった情報を提供することによって、何かそういったフォローをすることができないか。特に、小さい業者であると、働いている方も少ないので、その事業主がもう外に出てしまっている、ずっとその場所にいるわけではないということもあり得ると思うので、そういった部分を何とかフォローできないかと思って、これも今、訪問事業者というふうに限定しましたけれども、今後とも例えば医療とか、それこそ医者とか、そういった部分に関して頻繁に毎日出すというわけではなくて、そういう大雪とか、そういった特殊な情報のときだけでいいと思うのですけれども、そういう取組をスタートできないかというのは、やはりあまり効果がないというふうに考えますか。

建設部長

先ほどの補足になるかと思いますが、第 1 種、第 2 種はそういった趣旨、出勤基準で出勤しますが、第 3 種で例えば年に 1 回とか 2 回とかという形の中で、訪問介護の末端と申すところ、本当にサービスになると第 3 種の方にそういう方が多いという話になると、それはもうおのずから企業がそういった雪対策をした運営をしていかなければならない部分だと思うのです。ただ、情報としては、先ほど言ったように、除雪対策本部の窓口というのは塩谷にございますので、ここに聞けば御理解いただける範囲の部分になっていきますので、ただ決して出さないというわけではなくて、聞いていただければというふうに思っています。それは、大きなトラブルのとき、大雪のときとなれば、年にそれほど多くはございませんので、当面はそういった形の中で運営いただければというふうに思います。

成田（祐）委員

基本的には電話対応による情報提供というだけで今のところはお考えということによろしいですか。

建設部長

そのとおりでございます。

成田（祐）委員

わかりました。有益性がまだ確かに見えないと言ったらあれなのですけれども、これから今、一人一人携帯を持ったり、それこそ車にナビがついたり、車に携帯電話のような機能がついたり、今後とも発展する可能性がいろいろあると思うので、そういった部分でここから情報提供できるようなシステムというの、今後、それは除雪だけに限らず、特に福祉の業者とかは、せつかく小樽でやってもらって、高齢者の多いまちですから、何とか助けるためのきっかけをつくっていただきたいなと願ひまして、この質問を終了させていただきます。

ロードヒーティングと薬剤・砂散布について

次に、2 点目なのですけれども、ロードヒーティングの非稼働部分に対する情報を教えていただきたいと思うのですけれども、ロードヒーティングを設置している場所において、実際に今年度使うという部分の稼働率を教えてください。

（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの非稼働率、稼働率という部分でございますけれども、総面積 6 万 3,565.29 平方メートルに対しまして、昨年度非稼働にしたのが 1 万 5,762.65 平方メートル、稼働率で言いますと約 75 パーセントになります。

成田（祐）委員

稼働率という部分でも、今後まちがこれ以上広がるということは正直考えにくいので、稼働率が上がるということも自分の中ではこれはもう低いと思っているのですけれども、そうすると今度は非稼働部分でのこの処置の方法というものが考えられると思うのですが、この処置に関して、砂散布とか薬剤散布といったものの効果を教えてく

ださい。

(建設)雪対策課長

非稼働部分の砂散布、薬剤散布の部分の効果ですけれども、小樽市につきましては、薬剤散布については原則としてやってごさいません。

また、その中で、非稼働部分の地域対策としまして、砂まき車による砂散布を行って、交通の安全を図っている状況でございます。

成田(祐)委員

では、薬剤散布は、札幌市等では頻繁に行われていると思うのですが、これは何か費用の面とかで問題があるから薬剤散布を行わないということでしょうか。

(建設)雪対策課長

薬剤散布についての基本的なことをごさいますけれども、まず 1 点目に、薬剤散布についても行っている路線には、国道、道道がございます。それに繋がっている市道、この市道の部分については、圧雪管理をしてございます。その中で、今、スタッドレスタイヤの溝が深くその中に薬剤がしみ込み、それを市道の上に運んできて、市道等をざくざくしている状況がございます。そういう中で、ロードヒーティングにつきましても、原則、薬剤は使わない。

また、札幌市で使っているという状況でございますけれども、札幌市につきましては、幹線道路、それもそのこう配が比較的小樽市より緩いところについて薬剤でやっていますので、ちょっと小樽市とは条件が違うのかなと考えています。

成田(祐)委員

小樽市では砂だけでやっているというふうに伺いました。この部分について、ロードヒーティングを停止する前の効果で、費用対効果はどのぐらいに押さえられているのか、教えてください。

(建設)雪対策課長

削減している部分を、シーズン中に入れたり、切ったりしている状況ではございませぬので、ある程度毎年の電気料等も降雪状況によって変わります。そういう部分におきまして、面積的に約 25 パーセントカットしていますので、とりあえず使用電力もその分カットされるという状況だと考えております。

また、昨年度は、先ほど稼働率が 75 パーセントということで説明しました。ということで、削減部分 25 パーセント、ロードヒーティングの電気料金の 25 パーセントが削減されているという状況です。

成田(祐)委員

ということは、砂散布に関する砂の費用とか、この人件費に関する部分というのは、そこまでまだ換算されていないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

(建設)雪対策課長

そこら辺の砂散布の人件費については、この中には含まれてございませぬ。

成田(祐)委員

どのぐらいの時間がかかるのかという部分もまだちょっとわからないので、そういった効果はどのぐらい出ているのかというのを、今後もし機会があれば、限定箇所でもいいので調べていただければと思います。また、そういう散布する際に関して、例えばロードヒーティングの停止の切替えの基準とか、そういった道路の斜度とか、走行状況とか、いろいろあると思うのですが、そういった判断基準というのはどのあたりにあるのでしょうか。

(建設)雪対策課長

ロードヒーティングを停止する上の判断基準でございますけれども、4 点ほど考えてございます。

まず、1 点目につきましては、一時停止を伴わない下り路線の停止、2 点目につきましては、一時停止を伴わな

い上り路線の停止、3 点目が滞留長及び加速距離が取れ、砂散布による路面管理の可能な路線、4 点目に滞雪幅があり、除排雪及び砂散布による路面管理の可能な路線というふうに考えてございます。

成田（祐）委員

今伺ったところ、特にそういった適切な基準とか、量とか、その斜度という部分よりは、地域の状況という感じの判断基準というふうに伺いましたので、そうするとその地域によってある程度固まってそういった状況が出てくるのかなと思うのですが、そういった部分で、今でも市民の方に参加してもらってそういった砂散布の活動というのをされていると思うのですが、今後、こういったものをもっとグループ的に多くしたり、啓発活動等を行って、ロードヒーティングの稼働箇所を少し減らして、かわりに砂散布でも大丈夫というような活動というのはいかないのでしょうか。

（建設）雪対策課長

市では、広報おたる、町会の懇談会等におきまして、砂まきボランティアの部分で取り組みについて協力を求めています。また、その部分で、現在、ロードヒーティングが稼働している部分を節約というか、カットするために、砂散布という部分で委員の方でお話がありましたが、ロードヒーティングを設置されている箇所につきましては、おおむね交通量が多く急な坂ということで認識しております。また、市民の方にボランティアでそういう危険な箇所に対して砂をまいてもらうという部分につきましては、大変危険でございます。そういう部分につきましては、節電というか、ロードヒーティングカットの、そういうボランティアとはちょっと結びつかない部分であると考えております。

成田（祐）委員

確かに道路の安全確保という部分を考えて、簡単にロードヒーティングをすぐに廃止するという経済効果だけを考えるわけにはいかないというのはもちろん十分よくわかりました。ただ、ここ何年か、5年、10年という話では、何かそういった廃止はないかもしれないですけども、その先、今後どうなるか、若しくは技術的なもの等で、ちょっと変わった砂が出てきたとか、タイヤの性能がアップしたとか、そういった状況もあると思うので、今後ともロードヒーティングに限らず、除排雪というのは非常に金銭的に大きな負担になっていると思うので、そういった取組を市民の手でできるように、何かしらきっかけを今後つくっていただければなと思います、答弁なしで終了したいと思います。

委員長

答弁はよろしいですか。

成田（祐）委員

いいです。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 5 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

公明党。

秋元委員

公明党を代表し、陳情第 245 号及び陳情第 255 号「ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について」について、継続審査を主張して討論を行います。

この陳情趣旨については、十分理解できるものであり、願意は妥当と考えるものでありますが、答弁の中で理事者から、他都市の実例及び法令上の検討を行い、今後、前向きに検討するとの答弁もありました。したがって、その方向性が定まるまで、継続審査の態度を表明させていただきます。

以上を討論とさせていただきます。詳しくは本会議にて行います。

委員長

共産党。

古沢委員

詳しくは本会議で述べますが、簡単に。

まず、継続審査中の陳情第 1 号、第 2 号及び第 246 号については、いずれも願意妥当だと認めます。第 1 号及び第 2 号については、本年第 2 回定例会で、その態度を表明しておりますし、第 246 号については、陳情者自身も現地調査に同行され、そして小樽市の財政事情を挙げながら、本格的な道路改良でなくてもいいのだと。道路の幅員を少しでも広げてほしい、軽易な方法でも構わないというふうに述べておられたように、例えば臨時市道整備事業の枠内において、この希望にこたえることは可能だというふうに私は感じました。願意妥当で採択を求めるものであります。

陳情第 245 号及び第 255 号です。実は、委員会再開まで一定の時間を要したのは、この陳情に対する会派の態度問題でありました。大変驚きましたが、つまり陳情の趣旨は、内容は 3 項目であります。ラブホテル規制条例又は運用基準を制定してほしい。二つ目は、十分な調査と審議を行ってほしい。三つ目は、地域の実情や住民の意見もしんしゃくするような内容にしてほしい。これらについては委員会審議の中で、理事者側の答弁はいずれも、先ほどの秋元委員の討論でありませんが、前向きというよりは、これらの陳情内容を受けて検討に入るというものであります。つまり、本会議における市長答弁、「必要であれば検討する」から、今度の委員会審議では、「必要なので検討に入る」という内容が、委員会審議の到達点であります。この委員会審議の到達点とこの到達点、水準を委員会のまとめに当たって、それを引き下げようとする委員会の態度決定には到底同意できませんし、採択の賛成に回らなかった会派には、そういう意味から猛省を促したいというふうに申し添えて、私の討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 245 号及び第 255 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第 15 条第 1 項の規定により、委員長において裁決をいたします。

委員長は、いずれも継続審査に賛成と裁決いたします。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 1 号、第 2 号及び第 246 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決しました。

委員長

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。